

特別養護老人ホーム東総園指定訪問介護事業所運営規程

平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム東総園指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）に基づく管理運営に関する事項を定め、指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を図ることを目的とする。

(運営の基本)

第2条 事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえた上で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係地方公共団体並びに地域の保健、医療及び福祉サービス事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホーム東総園

(2) 所在地 旭市イの1326番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 管理者1人（常勤、本体施設と兼務） 事業を掌理し、職員に必要な指示命令を行う。

(2) サービス提供責任者2人以上 介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士をいう。以下同じ。）である者で、事業所に対する指定訪問介護の利用申込みに係る調整、次号に掲げる訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員4人以上 介護福祉士又は訪問介護員（介護保険法第2条第2項に規定する厚生省令で定める者のうち、同法施行規則（平成11年厚生省令第

36号) 別表第1、第2及び第3に規定する2級課程の研修を修了した者をいう。) である者で、指定訪問介護の提供を行う。

(4) 事務職員1人(常勤、本体施設と兼務) 庶務全般の事務を行う。
(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
 - (2) 営業時間 常時(24時間)とする。
- (訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
 - (3) 通院等の乗車及び降車介助
- (利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、法令に定める額を利用者から受領するものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の指定訪問介護に係る訪問介護員の移動に要する経費は、これを徴収しない。

(通常の事業実施区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、旭市全域とする。

(緊急時の対応)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に、利用者の病状の急変その他緊急を要する事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し、医療機関での受診に対応するとともに、管理者に報告しなければならない。

(研修)

第10条 管理者は、訪問介護員等の資質向上を図るため、次の各号に掲げる研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月
 - (2) 継続研修 年3回
- (秘密の保持等)

第11条 職員は、事業の上で知り得た利用者及びその家族等の情報を他に漏らして

はならない。退職後も同様とする。

(事故対応)

第12条 訪問介護員等は、指定訪問介護の実施中に事故が発生したときは、速やかに保険者及び利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

2 前項に規定する事故が、事業の責に帰すべきものであり、かつ損害賠償すべきものであったときは、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院は、損害賠償を行うものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。